

	<b>号外</b> 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円	人事委員会は人員不足のなか職場の第1線で踏んばっている職員の声を聞け！改善勧告の実現を！
		発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	

## 2019県人勧闘争⑤-朝…人事委員会交渉ヤマ場…

# 9.25 人事委員会事務局長交渉へ！

## 6年連続賃上げ／通勤手当距離区分新設等の負担解消を 国追随(改悪)の住居手当見直し阻止・実態踏まえた改善を

県地方公務員共闘会議(議長:佐藤淳一 岩教組委員長)は、人事委員会勧告を巡り、6年連続となる月例給・一時金のプラス改定、通勤手当・住居手当の諸手当改善、休暇制度の拡充、長時間労働是正策をはじめとした要求事項への前進回答に向けて、9月25日にヤマ場となる事務局長交渉を行う。

交渉に当たり、現場で踏ん張っている職員に報いる勧告の実現に向け、「**総決起集会・県庁座り込み行動**」を配置し、交渉を押し上げる。職員の結集をお願いする。

### 【交渉の経過と主要課題のポイント】

9月17日に実施した職員課長交渉の結果を踏まえた交渉ポイントは次のとおり。

## ①月例給・一時金 国水準確保は必須・勤務意欲持てる改定を

給与改定に関し、「厳しい事業所もある。民間は好転しているとは言えない」とし、給与改定となるか極めて微妙な情勢だ。物価高の状況や中高年齢層を中心に賃金抑制が続く中、現場で踏ん張っている全て職員の勤務意欲が維持できるプラス勧告を求める。一時金は国勧0.05月と同水準のプラス勧告(4.45月⇒4.50月)の実現を求める。

## ②通勤手当 距離区分は最下位レベル・通勤実態に応じた区分新設を

昨年度からの継続課題の**交通用具(自家用車等)利用の距離区分新設**は、昨年度の交渉で「遠距離通勤の実態や他県の動向を踏まえ、引き続き検討しなければならない課題」と言及させたものの、改善されなかった。当県の最大の距離区分は65kmだが、**昨年的人事委員会報告**では217人が65km超の通勤であり、**負担解消が喫緊の課題**だ(裏面に続く)。

### 9.25「生活防衛」総決起集会

と き	9月25日(水)
と ころ	県公会堂26号室
9:40	受付開始
10:00	「生活防衛」総決起集会
10:40	— 県庁へ移動 —
10:45	県庁座込み・交渉支援 県庁11階フロア中心
11:00	人事委員会事務局長交渉
11:50頃	交渉終了後、報告・解散

さらに、宮城県（最大80km）・福島県（最大95km）と距離区分が拡大され、当県の距離区分は最下位レベル。しかし、職員課長交渉では「職員の通勤実態・他県動向を踏まえ検討」と昨年よりもトーンダウンした姿勢だ。

交通網の発達に加え、家族介護・子育て等の都合で遠距離通勤せざるを得ない状況が続いており、勧告持ち越しは更に1年間も自己負担を強いるもので容認できない。遠距離通勤を強いられる実態を訴え、70km以上の距離区分新設を強く求めていく。併せて、ガソリン価格動向、高速道路利用、交通機関と交通用具を併用して通勤（パークアンドライド）する場合の駐車場料金の改善も課題だ。

### ③住居手当 国追隨の改悪阻止！実態踏まえた改善を

住居手当見直しは最大の焦点。国の見直しは、国公舎料の引き下げに対応し、家賃負担が低い層を引き下げ、その原資を用いて最高支給上限額を引き上げるもの。

現行	
区分	手当額
12千円超～23千円	家賃額 - 12,000円
23千円超～55千円	(家賃額 - 23,000円) / 2 + 11,000円
55千円超	27,000円

↓

改定後	
区分	手当額
16千円超～27千円	家賃額 - 16,000円
27千円超～61千円	(家賃額 - 27,000円) / 2 + 11,000円
61千円超	28,000円

【事例1】月額家賃45,000円の場合  
 ○現行 = (45,000円 - 23,000円) / 2 + 11,000円  
 ⇒ 22,000円 …(A)  
 ○改定後 = (45,000円 - 27,000円) / 2 + 11,000円  
 ⇒ 20,000円 …(B)  
 (B) - (A) = ▲2,000円(引き下げ)

【事例2】月額家賃60,000円の場合  
 ○現行 = 27,000円(上限) …(A)  
 ○改定後 = (60,000円 - 27,000円) / 2 + 11,000円  
 ⇒ 27,500円 …(B)  
 (B) - (A) = +500円(引き上げ)

※1 家賃月額59,200円以上の場合に引き上げ対象も、58,000円台以下は引き下げ対象に。  
 ※2 経過措置(▲2,000円以上)対象は15,000円台～26,000円台にとどまる。

右表は、家賃月額の詳細な影響額の試算と当県の構成比（2018年度地公共調査結果を基に試算）だ。国人勸と同じ見直しとなった場合、6割超が引き下げの対象に（2,000円の引き下げがメイン）。一

家賃月額	影響額	構成比	引き下げ 63.1%
15,000～23,000円	▲2,100～▲4,000円	0.5%	
23,000～27,000円	▲2,100～▲3,900円	0.3%	
26,900～55,100円	▲2,000円	47.2%	
55,200～57,100円	▲1,000～▲1,900円	7.1%	
57,200～58,900円	▲100～900円	8.0%	
59,000～59,100円	±0		
59,200～60,900円	100～900円	7.1%	
61,000円～	1,000円	29.8%	
			引き上げ 36.9%

方で、見直しによる引上げ対象は4割弱。賃金水準が低い若年層はもとより、あらゆる年代への影響も計り知れない。昨年度、熊谷人事委員長が「国との均衡を検討する必要がある。国の引上げがある場合には引上げ検討の余地がある」と示していること、職員課長交渉でも「国・他県の様子見」の姿勢であり、予断を許さない。国追隨の住居手当見直しを断固許さず、家賃高騰や自己負担解消の観点での県独自の改善を求めていく。

両立支援の拡充、長時間労働是正策、ハラスメント対策も前進回答を求める。

## 会計年度任用職員制度 当局説明への疑問・課題は県職労に！

9月24日～10月1日に当局主催の担当者向け説明会が県内各地で行われる（詳細日程は職員掲示板を参照）ほか、臨時・非常勤職員向けの説明資料も提示される。県職労が交渉を重ねてきたが、当局は不十分な回答に終始。当局説明への疑問・課題は県職労にも一報を！課題を追及し、職場実態はもとより、処遇改善となる制度に向けて交渉を進めます。

## 異例の人事異動作業前倒し 早期内示強く求める

9月18日、当局は定期人事異動に係る諸通知を発出した（理由は議会日程都合を踏まえた作業期間確保のため）。10月上旬の期限なことから、各所属では9月下旬の調書記載・所属長面談となる。勤務労働条件の重要変更にもかかわらず、極めて短期間の対応を強いる当局姿勢は問題。職員負担を強いるのであれば、早期内示が筋。交渉で強く求めていく。